○海上保安庁告示第九十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　北緯二八度四五分東経一二八度二〇分、北緯二八度四五分東経一三〇度、北緯二六度一〇分東経一二八度、北緯二六度一〇分東経一二六度二〇分、北緯二七度二〇分東経一二六度四〇分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年四月十一日から平成二十四年六月二日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　十一管区水路通報第十四号（平成二十四年四月六日発行）

○防衛省告示第九十一号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、新田原飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十四年四月十一日　防衛大臣　田中　直紀

一　昭和三十三年防衛庁告示第百九十三号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第二項中「車輪型式別」を「車輪配置型式別」に、「単車輪　二十六・三トン　を　複車輪　三十六トン　」を「単車輪　四十七トン　複車輪　百一トン　複々車輪　百四十六トン　複数車輪　二百六十三トン」に改める。

㈡　第四項第三号中「約七万一千四百平方メートル」を「約十二万四千三百平方メートル」に改める。

二　昭和三十五年防衛庁告示第三百四十八号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項を次のように改める。

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

灯火	灯質	光度	配置及びその他
飛行場灯台	白熱電灯、航空白、航空緑、閃交光、六十秒毎に二十閃光（三秒毎に航空白、緑一閃光）	実効光度白色光十五万カンデラ、緑色光二万二千五百カンデラ	北緯三十二度五分二十秒、東経百三十一度二十六分五十二秒

○防衛省告示第九十号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十一日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年四月十二日（予備、同月十三日及び同月十四日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区域　野島埼南方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

㋐　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

㋑　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

㋒　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

㋓　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機　次期固定翼哨戒機一機

その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

進入灯	ハロゲン灯、航空可変白、不動光	滑走路東側末端から五百五十八メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白、閃光、毎秒二閃光	滑走路東側末端から滑走路軸の延長線上六十六メートルから五百五十八メートルの間
進入角指示灯（PAPI）	ハロゲン電灯、上層航空白又は航空可変白、下層航空赤、不動光	滑走路末端から着陸方向に向かって、東側百六十二メートル、西側百六十二メートルの地点で滑走路中心線に対し滑走路の左側に配置
滑走路灯	ハロゲン灯、航空可変白、航空黄、不動光	滑走路の両側で各灯火の間隔約六十メートル
滑走路末端灯	ハロゲン灯、航空緑、航空赤、不動光	滑走路の末端で滑走路軸に直交する線上
滑走路末端補助灯	ハロゲン灯、航空緑、不動光	東側滑走路末端灯列の延長線上の両外側
滑走路末端識別灯	白熱電灯、航空白、閃光、毎秒二閃光	滑走路末端灯列の延長線上の両外側
滑走路距離灯	白熱電灯、航空白、不動光	滑走路の両側で各灯火の間隔約三百メートル
誘導路灯	白熱電灯、航空青、不動光	誘導路の両側及びエプロンの外側
	けい光放電灯、航空青、不動光	誘導路の出入口
離陸目標灯	白熱電灯、航空黄、不動光	滑走路西側過走帯末端から外方三メートルの位置に配置
着陸方向指示灯	白熱電灯、航空赤、航空緑	滑走路北側中央部付近、T型形象物を赤及び緑の灯火で標示する。
風向灯	白熱電灯、不動光	滑走路北側中央部付近、風向指示器を白熱電灯で照明する。
指向信号灯	白熱電灯、航空赤、航空緑、航空白、信号灯	管制塔内